

令7福情答申第1号

令和7年6月2日

福岡市教育委員会

教育長 下川 祥二 様

(教育委員会総務部総務課)

福岡市情報公開審査会

会長 作間 功

(総務企画局行政部情報公開室)

公文書公開請求に係る公開決定処分に対する審査請求について (答申)

福岡市情報公開条例(平成14年福岡市条例第3号)第20条第1項の規定に基づき、令和4年7月27日付け教総第344-1号により諮問を受けました下記の審査請求について、別紙のとおり答申いたします。

記

「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」に係る文書」に係る公開決定の件

答 申

**第1 審査会の結論**

「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」（平成28年法律第105号）（以下「教育機会確保法」という。）に係る文書（以下「本件対象文書」という。）について、福岡市教育委員会（以下「実施機関」という。）が行った公開決定（以下「本件決定」という。）は、妥当である。

**第2 審査請求の趣旨及び経過**

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、令和4年3月25日付で実施機関が審査請求人に対し行った本件決定を取り消すよう求めるものである。

2 審査請求の経過

(1) 令和4年3月15日、審査請求人は、実施機関に対し、福岡市情報公開条例（以下「条例」という。）第5条の規定により、本件対象文書について公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

なお、審査請求人は、本件公開請求書に、公開を請求する公文書の名称及び内容（以下「請求内容」という。）として、次のとおり記述している。

「教育機会確保法」について

○「文部科学省・福岡県教育委員会から送られてきた通知・添付資料・配布資料・事前調査・事前アンケート等の全ての文書（文部科学省・福岡県教育委員会からのメール本文・添付ファイル含む）」（以下「請求内容①」という。）

○「福岡市立学校（中学校・小学校・義務教育学校・特別支援学校等）へ送った通知・添付資料・配布資料・事前調査・事前アンケート等の全ての文書（メール本文・添付ファイル含む）」（以下「請求内容②」という。）

(2) 令和4年3月25日、実施機関は、条例第11条第1項の規定により、本件決定を行い、その旨を審査請求人に通知した。

- (3) 令和4年6月26日、審査請求人は、本件決定に不服があるとして、実施機関に対して本件審査請求を行った。

### 第3 審査請求人及び実施機関の主張等の要旨

#### 1 審査請求人の主張

審査請求人は、審査請求書、反論等意見書及び当審査会における口頭意見陳述において、概ね次のように主張している。

##### (1) 審査請求書における主張

###### ① 公開請求から決定処分までの経緯について

3月11日 審査請求人が実施機関宛て公開請求書を情報公開室へ郵送した。

3月15日 総務企画局情報公開室（以下「情報公開室」という。）にて本件公開請求書の受付を行った。

3月22日 情報公開室より、教育委員会教育相談課（以下「教育相談課」という。）を事務担当課とする令和4年3月18日付文書「公開請求書の受付について」の入った公開請求書の写しが届いた。

3月25日 情報公開室より電話があり、本件公開請求について、教育委員会教育政策課（以下「教育政策課」という。）も事務担当課に該当するとの申し出があり、本件公開請求書の写しを郵送したとのことだった。

その際、審査請求人が郵送した公開請求書の内容について、情報公開室から話は一切無かった。

同日 教育政策課を事務担当課とする令和4年3月22日付文書「公開請求書の受付について」の入った本件公開請求書の写しが届いた。

本件公開請求書では「請求内容①」の項目が線で削除されていた。

同日 教育政策課が本件決定を行った。

3月28日 審査請求人から情報公開室へ電話し、本件公開請求書の一部

が線で消されていることについて、情報公開室が組織として行ったことだと確認した。

4月1日 情報公開室から、教育政策課を事務担当課とする令和4年3月25日付本件決定通知書が届いた。

4月18日 情報公開室から、教育政策課を事務担当課とする令和4年4月6日付公開決定通知書が届いた。

② 公開請求書に形式上の不備があったのかどうかについて

審査請求人が提出した公開請求書は、情報公開室から実施機関に送られたが、実施機関から「公開請求書に形式上の不備がある」というような連絡は一切なかった。

条例に従って公開請求の手続きが行われ、他の実施機関でも決定処分が行われている。

審査請求人が提出した公開請求書には書類上の不備はなかったと、審査請求人（公開請求者）は認識している。

③ 公開請求の趣旨と「知る権利」・「公開請求する権利」について

公文書公開請求を出すことに理由は特に必要はないと考えるが、文部科学省から実施機関を経て福岡市立各学校へどのような内容の文書が送られているかを知りたいと考え公開請求した。

教育機会確保法は、「不登校の子どもの学校外の学びをどのように保障するか」ということと「夜間中学の継続と設立」という趣旨の異なるものを一つの法律として成立したものである。

夜間中学の担当課が実施機関のどの課で、その担当課にどのような公文書が存在しているか、審査請求人（公開請求者）は知らない。

夜間中学の担当課だけが保有している文書があると考えられ、夜間中学に関して文部科学省による事前調査・事前アンケートが行われた可能性があるため、請求内容に含めた。

審査請求人（公開請求者）としては、請求内容に沿って文書を特定してほしいと考えている。

公開請求書に書いている項目はセットであり、片方のどちらかを削除して

公開請求するものではない。

しかし、受付番号が付いている公開請求書の写しを見ると、審査請求人（公開請求者）が知らないうちに、請求内容の一部を線で消すという方法で削除されていた。

条例第1条にあるとおり、審査請求人（公開請求者）にも「知る権利」があり「公文書の公開を請求する権利」がある。

しかし、審査請求人（公開請求者）に知らせることなく一方的に公開請求書の一部を情報公開室が削除した行為は、審査請求人（公開請求者）の「知る権利」や「公開請求の権利」を情報公開室が侵害したということであり、条例第1条に違反するものとする。

#### ④ 審査請求する理由として、情報公開室の問題点

審査請求人（公開請求者）に連絡なく情報公開室が一方的に公開請求書の一部を削除した件について、問題は大きく6つあると考える。

問題① 情報公開室は、公開請求者に連絡せず一方的に公開請求書の内容を削除する権限を持っているのかということ

今回、条例第6条第2項にあるような形式上の不備の指摘もなく、公開請求の手続きが行われた。

その過程の中で、審査請求人（公開請求者）に連絡せず情報公開室が一方的に公開請求書の一部を削除した。

公開請求書の中に形式上の不備があったのならば、そのことを公開請求者に連絡し補正することは必要だが、条例第6条第2項では、補正を求めることができるのは実施機関と定めている。

条文の中に、情報公開室が公開請求者に連絡せず一方的に公開請求書の内容を削除していいと読める箇所は見つからない。

なぜ公開請求書の一部を削除する必要があったのか、審査請求人（公開請求者）は知らない。

一方的に情報公開室が削除した部分について、もし受付の段階で公開請求書を修正することを求められていたとしても、審査請求人（公開請求者）は修正することを断る。修正する理由もなければ必要もな

い。

情報公開室は「公開請求者に連絡せず一方的に公開請求書の内容を削除する権限」を持っていないと考える。

問題②「実施機関が文書を保有しているかどうかについて、情報公開室が判断する権限を持っているのかということ」と、

問題③「実施機関が文書を保有しているかどうかについて、情報公開室は適切に判断できるかどうかということ」。

以上の2点について、別の問題だが、関連している内容である。

- ・ 条例では、公文書があるかどうかの判断や公開するかどうかの決定は実施機関が行うと定めている。

情報公開室が「公文書が存在しているかどうか」を判断する業務を行うとは定めていない。

- ・ 情報公開室が「実施機関がどのような文書をもっているか」を把握するためには、実施機関のパソコンのHD・ホストコンピューター・クラウド上等の電子データや机・棚等に保管されている紙媒体のファイルへのアクセス権を持つ必要があると考えられる。

実施機関には、学校の児童・生徒の個人情報も多数保管されている。

児童・生徒の個人情報は厳重に管理され保護されるべきものであるということは、福岡市にも個人情報保護条例があることから、誰でも考えることである。

また、条例の対象となる他の実施機関には、虐待の被害者(18歳までの子ども)やDVの被害者(児童虐待防止法の対象者含む)の個人情報を保有している機関も含まれている。

虐待やDVの被害者の個人情報が漏れいすれば、被害者の命が危険にさらされる可能性が大きくなる。

そのような個人情報にも情報公開室がアクセスできるとしたら、被害者保護の観点からも問題があるが、福岡市では可能になっているということか。

- ・ 情報公開室が、実施機関が持っている文書にアクセスできるのだと

したら、児童・生徒の個人情報にもアクセスできることになり、個人情報適切に保護されているかは疑問である。

実施機関が持つ様々な個人情報が適切に保護されているのならば、実施機関が保有する電子データや紙媒体の文書に情報公開室がアクセスすることは困難であると考ええる。

このような状況においては、情報公開室が「実施機関がどのような文書を持っているのか」を判断することはできないと考える。

- ・ 情報公開室が全ての実施機関が保有する電子データ・紙媒体へのアクセス権を持っていれば、実施機関に文書が存在していないと判断することは可能である。

しかし、その場合は個人情報のみならず個別の業務の保護されるべき情報も含まれる全ての情報が、情報公開室に対してオープンになっているということになり、全ての実施機関で情報が適切に運用されているかどうか疑わしいという別の問題が生じてくる。

それでも、福岡市は情報公開室が全ての実施機関の保有している全ての文書へのアクセス権を組織として持っているというのならば、情報公開室の公開請求受付担当者が「文書が存在しているかどうか」を判断して受け付け、情報公開室が条例に従って文書の存在・不存在を決定すればよいということになる。

その場合でも条例に基づいて公開・非公開を判断すればよいことなので、わざわざ公開請求書の一部を公開請求者に連絡せずに一方的に線を引いて削除するという作業は必要ないと考ええる。

- ・ 情報公開室は受付を担当することが業務であり、公開請求書に形式上の不備がないのであれば、公開請求書をそのまま実施機関に送り、実施機関が文書の存在・不存在を判断するというのが条例に基づく手続きである。

「公開請求者に連絡せず一方的に情報公開室が公開請求書の内容を削除してもよい」という趣旨は条例の中から読み取ることができない。情報公開室は何を根拠に一方的に削除したのか。

情報公開室が公開請求書の一部を一方的に削除した行為は、条例に沿って手続きをしておらず、条例違反である。

問題④ 実施機関の夜間中学の担当課（教育政策課）は、公開請求に対して適切に文書を特定し決定を行ったのかどうかということ。

「教育機会確保法」は別々に議論されていた二つのものを一つにまとめて成立した法律である。

この二つは趣旨が違う内容なので、教育相談課が担当する内容とは違う内容の通知が、文部科学省から実施機関に送られていても不思議ではない。

国からの通知を受け取った部署とその国から来た通知に関する内容の文書を各学校に配布する部署が違うということは通常考えられない。

いくつかの可能性を含むものだが、それを知るためには公開請求をすることが必要である。

夜間中学の担当課がどのような文書を保有しているか一般市民には分からない。

文部科学省の公式ホームページには公開情報が載っているので、一般に公開されている文書以外の公文書を実施機関が保有しているかどうかは審査請求人（公開請求者）の公開請求の内容になる。

公開決定通知書が送られてきた際に、写しの交付の手続きについての文書が同封されていないため、写しの交付の手続きを行っておらず、公開決定通知書で特定されている文書がどのようなものかは不明である。

だが、公開決定通知書の記述から、実施機関が特定した文書が文部科学省のホームページに載っている情報と同一であるとも考えられ、実施機関が公開請求書通りに文書を特定したかどうかは疑問である。

しかし、公開請求者が提出した公開請求書の一部が情報公開室によって一方的に削除されていたのであり、そもそも実施機関には正しい内容の公開請求書が送られていなかったことを考慮すると、実施機関

の決定は適切ではなく無効だと考えられる。

審査請求人（公開請求者）は決定の取消を求め、再度本来の請求内容に沿った文書の特定と決定をしてもらいたいと考える。

問題⑤ 実施機関が「請求されている文書を保有していない」と情報公開室に伝えたことを理由にして、「文書がない」と情報公開室が判断したことに公開請求の手続き上の問題はないのかどうかということ

実施機関が「文書はない」と言ったから情報公開室は「文書はない」として公開請求書の一部を削除したとしている。

実施機関が口頭で伝えた内容について、情報公開室は客観的事実を確認したのか。

もし確認せず「文書はない」として公開請求書の一部を情報公開室が削除したのであれば、条例に従って業務を行っていないということになる。

公開請求を受け付けた時点で実施機関が「ない」と言うことは、文書を探す前に「文書がない」と言っていることが考えられ、それは情報公開制度の趣旨に反することであると考ええる。

情報公開制度では、公開請求を受けた日から一定の期間を設け、実施機関が公開請求内容に該当する文書を探し、その文書を公開するかどうかを実施機関が判断するという仕組みになっている。

どのような文書があるか分からない時点で「文書はない」と判断することは、条例に従って業務が行われていないことだと考える。

「決定」という処分を誰が責任を持って行うのかは条例に書いてあるとおり実施機関である。

情報公開室が「文書はない」と判断したことは条例違反である。

実施機関は、公開請求書に書いてある内容の公文書を保有していないのであれば、公文書を保有していない理由を決定通知書に記載して非公開決定とすればよいことである。

公開請求書を受け付ける段階で、公開請求者に連絡せず一方的に請求内容の一部を削除する理由はない。

問題⑥ 公開請求の対象文書の保存期限が実施機関の文書特定・決定直後に切れる場合、情報公開室が一方的に公開請求書の一部を削除したことによって本来の公開請求対象文書が文書特定・決定の対象から外れ、公開請求者がその文書を閲覧・写しの交付を実現できないまま文書が廃棄されてしまい、結果として公開請求者の「知る権利」が侵害されること。

行政機関（実施機関）の公文書には、それぞれ保存期間が定められており、保存期間が終了すると廃棄されるというのが公文書管理の流れである。

本件審査請求の決定処分の対象の公文書公開請求日は2021年度末の3月11日（受付日：2022年3月15日）である。

本件審査請求の決定処分の対象の文書が2021年度までの保存期間であったならば、2022年4月には保存期間が終了し、廃棄される。

2021年度末までの公開請求により公開される可能性があった文書が、情報公開室が公開請求書の一部を一方的に削除したことによって、公開するかどうかの決定の検討対象から外れてしまい、2022年度以降にはその文書は永久に公開されない。

つまり、本来公開されるかどうか検討される可能性があった文書が、情報公開室が公開請求書の一部を一方的に削除したことで対象外になり、審査請求人（公開請求者）の「知る権利」が情報公開室によって侵害されたと考えることができる。

## ⑤ 結論

情報公開室は、「公開請求者に連絡せず一方的に公開請求書の内容を削除している」という権限を持っておらず、「実施機関がどのような文書を保有しているのか」を確認できないのであれば、公開請求者へ連絡せず一方的に公開請求書の一部を削除した行為は条例第1条・第6条第2項・第11条違反であり、条例違反の手続きによって実施機関が行った決定は無効だと考える。

以上のことから、審査請求人（公開請求者）が作成した公開請求書に記載している内容をもとに、実施機関は条例に沿った手続きで文書を特定し決定

を行うべきものと考えてるので、本件決定処分を取り消しと決定処分のやり直しを求める。

(2) 反論等意見書における主張

① 反論等意見の趣旨

実施機関が「文書を保有していない」と伝える相手は、公開請求者であって、情報公開室ではない。実施機関は条例第11条第2項に従わず、公開請求者（審査請求人）に対して文書を保有していない旨の決定をしなかった。条例が有効であるならば、実施機関は決定をやり直し、公開請求者（審査請求人）に対して「文書を保有している・保有していない」「文書を公開する・しない」について説明してもらいたい。

また、公開請求者（審査請求人）が公開請求している内容に該当する文書のうち、教育政策課が保有している公文書の全てを公開（写しの交付）してもらいたい。

情報公開室は、公開請求者（審査請求人）に知らせることなく無断で請求内容を削除した。実施機関である教育政策課は情報公開室から送られたその公開請求書をもとに決定を行ったことは正当な手続きであると主張している。しかし、その一連の作業には情報公開制度の運用についての重大な問題を含んでいると考える。

あらゆる分野で、ビジネスの場でもどこでも、全ての人権尊重が求められる現代において、公開請求者（審査請求人）に知らせず、また公開請求者（審査請求人）の同意を得ずに無断で公開請求書の内容を削除する情報公開室の行為は、何を根拠として行われているのか。相手の同意を得ず、説明もせずに行う行為は、「暴力・人権侵害」だと考える。情報公開室が行ったことは公開請求者（審査請求人）の人権を尊重していない行為であり、情報公開室が公開請求者（審査請求人）に無断で公開請求の内容を削除した公開請求書は無効だと考える。実施機関である教育政策課は、公開請求書としては無効である文書をもとにして決定を行っているので、決定のやり直しを求める。

情報公開室や教育政策課は条例の趣旨を理解し、条例の適切な運用を求める。

## ② 反論等意見の理由

ア 実施機関が「文書を保有していない」と伝える相手は、公開請求者であって、情報公開室ではない。

実施機関は「公開請求内容に該当する文書を保有していないこと」を情報公開室に伝え、情報公開室が公開請求内容の一部を削除した公開請求書に基づき、「適切に文書を特定し、公文書公開決定を行っている」と主張している。しかし、実施機関が「文書を保有していない」と伝える相手は公開請求者の方である。情報公開室は、公開請求書の受付窓口であり、文書があるかないかを判断する機関ではないと考える。

教育政策課は、条例第11条第2項に定められた手続きを行ってほしい。

イ 情報公開室が実施機関の申し出に従って公開請求者に知らせず無断で公開請求内容を削除することが問題のない手続きであるとするれば、福岡市が保有している公文書であっても公開請求者に公開したくない文書は公開しなくても書類上は問題ないということになる。その結果、情報公開制度の趣旨から大きくはずれ、福岡市はどのような文書でも公開せず隠ぺいすることが可能になる。

実施機関は、公開請求がされた時に、文書があるにもかかわらず公開請求者に公開したくないと思えば、「文書を保有していない」と情報公開室に伝えると、情報公開室は実施機関の申し出どおり公開請求書から該当する文書の請求内容を削除してくれるので、公開請求そのものを無かったことにできる。そして実施機関は公文書を公開するかどうかを検討することなく、文書を公開しなくてもいいので、公文書（情報）の隠ぺいをすることができる。

福岡市は2022年4月1日より、スマート申請（オンライン）によって公文書公開請求ができるようになった。

福岡市のスマート申請（電子申請）にて公文書の公開請求を行うと、公開請求手続きは全てWeb上で行われ、「郵送やFAXで公開請求した時に公開請求者に送付される受付番号が付けられた公開請求書の写し」は公

開請求者に送付されない仕組みになっている。

そのため、スマート申請（電子申請）を利用した場合、情報公開室がどのような公開請求内容を実施機関へ伝えたのか、公開請求者側では確認ができない。よって公開請求者が知らない間に請求そのものがなかったことにされても、公開請求者自身がそれに気づくことができない。

公開請求した内容全てが情報公開室によって削除されていれば、決定期限が過ぎても決定通知書が来ないことで、公開請求者が実施機関に問い合わせをすることができ、その時に公開請求者に無断で公開請求が削除されたことに公開請求者が気づくことができるかもしれない。

しかし、公開請求内容が複数でそのうちの一部を情報公開室が勝手に削除した場合は、削除されなかった内容についての決定通知書は公開請求者に送付されるので、公開請求者は「情報公開室が請求内容の一部を勝手に削除したこと」に容易には気が付くことができないことが推測できる。これは一般市民の「知る権利」の侵害であり、条例の趣旨に反することだと考える。情報公開室が公開請求内容を公開請求者に知らせずに勝手に削除できるという運用そのものを廃止しなければ、条例の意義は失われると考える。

ウ 情報公開室が公開請求の内容を無断で削除した場合、公開請求者はそのことに対する不服申し立てをすることそのものが難しい状況にあると考える。

審査請求は、実施機関が何かしらの処分を行ったことに対する不服申し立てを行う制度である。

情報公開室が公開請求者に無断で公開請求内容を削除し、それに基づいて実施機関が決定を行った場合、実施機関は情報公開室から送られた公開請求書をもとに決定を行うので、手続き上何も問題なかったと実施機関は主張し続けることができる。

実施機関が公開したくない文書について、情報公開室に「公文書はないので、公開請求書から削除してほしい」と依頼をすれば公開請求書から削除してもらうことができるということでもあり、公開請求そのものを無か

ったことにできる仕組みである。そして、それは実施機関が公開したくないと考える文書は全て公開しなくてもいいことになる。これは情報を隠蔽することが可能な仕組みを、福岡市は持っているということを意味する。福岡市は条例を定めているが、それは形ばかりであり、市民に公開したくない公文書は公開しなくてもよいということになる。

書類上は、情報公開室から送られてきた公開請求書に従って実施機関は決定を行っているのだから、実施機関からみれば手続きとしては間違っていないと言えるかもしれない。しかし、事実として公開請求書の内容を公開請求者に無断で情報公開室が勝手に線を引いて削除しているので、この一連の流れは問題であり、実施機関がした決定は問題を含んでいると考える。最低限条例の趣旨に従い条例を守ることが実施機関を含む全ての福岡市職員の責務だと考える。

エ 教育相談課が保有している文書と教育政策課が保有している文書が同じであるという理由で教育政策課が文書を公開しないのは、情報公開制度の趣旨に反する。しかも、文部科学省から各自治体に送られた通知は、教育相談課から公開されていないので、教育相談課の話を持ち出すこと自体が間違いであり、教育政策課が文書を公開しない理由にはならない。

弁明意見書に記載があるように、教育政策課は公開決定をしたが、実際には文書の写しの交付手続きの案内をせず、公開請求者（審査請求人）は写しの交付手続きをすることができなかった。よって教育政策課は公開決定をした文書を公開していない。また、確かに教育相談課が出した公開決定通知書には、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針の策定」に係る文部科学省からの通知と各学校への通知」が、公開請求に該当する文書として書いてある。

しかし、公開請求者（審査請求人）が教育相談課から受け取った公文書の写しの交付CD-ROMの中には、各学校長宛に出した「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針の策定についての通知」という文書1件だけが入っていた。しかもその通知には文部科学省からの添付資料が付いていない。ちなみに、公開決定をして

において、実際は複数ある公文書のうちの一部だけを公開（写しの交付）して、全て公開したことにするという方法は、隠ぺい体質がある自治体の実施機関がよく使う方法である。

教育相談課からの公文書の写しの交付CD-ROMの中に、「「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針の策定」に係る文部科学省からの通知」は入っていない。

教育政策課が公開決定をした「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律の公布」及び「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針の策定」に係る文部科学省通知について、いずれも教育相談課は写しの交付をしていないので、公開されていない。

教育相談課が保有している文書と教育政策課が保有している文書が同じ文書であるかどうかは、両方の課からそれぞれ保有している文書を公開してもらい、それを見比べることで判明する。教育相談課が公開したから教育政策課は公開しなくてもいいという話ではない。今回は特に教育相談課は教育政策課が公開決定をした文書を公開していないので、教育政策課が教育相談課の話を持ち出す必要はない。

あらかじめ、両者の間で「同じ文書を保有しているので、どちらかの課が代表して公開する」と話し合っ、代表して教育相談課が公開するという説明があれば、公開請求者（審査請求人）は納得することができる。実際、同じ文書を複数の課が保有している場合に話し合っ、担当を決めるとい自治体（福岡市以外）があり、その際は開示請求者に対して事前に説明があり、分かりやすいような決定通知書の書き方がされている。

しかし、実施機関からはそのような説明は一切なく、教育相談課と教育政策課から全く違う日に決定が出されるという形になった。教育政策課が、公開請求対象となる文書を保有していることに気がついたのは、教育相談課よりも遅く、教育相談課が期間延長したのに対して教育政策課は数日で決定を出している。

教育相談課が決定期間延長をしたのち公開決定を出したのは2022年（令

和4年)4月4日であり、教育政策課が公開決定通知書を出した後になる。教育政策課の方が先に公開決定を出しているの、教育相談課よりも先に文書を公開するのが当然だと考える。教育政策課の公開決定の後に公開決定をした教育相談課が文書を公開したとして教育政策課が文書を公開しないのは不自然である。

教育相談課から「教育政策課が保有する公文書も併せて公開する」との説明はなかったし、情報公開室から送られてきた写しの交付(CD-ROM)に、教育政策課が担当した公開請求書の受付番号は書いていない。

審査請求書にも書いているが、元々内容の違うものが法律に盛り込まれているので、教育相談課と教育政策課が違う文書を保有している可能性があり、両方の課が保有している文書が全く同じものであるという説明は信じがたいものがある。本当に全て同じ文書であるならば、教育政策課も公文書を公開し、教育相談課が公開した公文書と見比べてみればいいことである。教育政策課が積極的に情報公開制度の趣旨に則って手続きをしようとしたとは到底考えられず、説明責任を果たしていないと考える。

オ 文部科学省から都道府県教育委員会などに送られる通知や統計調査の依頼など、小中高校などの複数の行政の担当課に共通した文書になっているのはよくあることだと、これまで情報公開制度(福岡市以外)を利用し文書が開示(公開)されているので知っている。

文部科学省が各自治体に宛て出す通知や調査依頼などは、その自治体の複数の課が担当する内容であることもあり、複数の課が同じ文書を保有していることは珍しい話ではない。それは情報公開制度を使って実際の公文書を見れば分かることである。

しかし、全く同じ文書を常に保有しているかどうかについては、その都度公開された公文書を見てみなければ分からない。前がそうだったから今後も同じという保証はないので確認が必要である。

これまでの福岡市以外の他の自治体の対応は、(1)複数の課が同じ文書を持っていても、それぞれの課で開示(公開)等の決定を出す。(2)複数の課が話し合って一つの課が代表して決定通知書の送付や開示(公開)を行

う。

以上の2つの方法があった。

福岡県教育委員会の場合のように、複数の課から代表して一つの課が情報公開に対応し、それを開示請求者に対して分かりやすく決定通知書に明記するという対応は、通常業務をしながら情報公開にもしっかりと対応する非常に合理的なやり方であると考えることができる。

他の自治体が福岡県と同じことをしなければいけないということではなく、自治体それぞれの事情に合わせて説明責任を果たしながら条例に沿って手続きをすることが重要であると考ええる。

文部科学省からの通知文書などは全国の自治体に共通して送られるものであり、基本的にどこの自治体に開示請求してもいいものである。実施機関に公開請求してみることにしたが、実施機関に公開請求するのは初めてだったので、福岡県教育委員会にも開示請求することにした。それは、実施機関や情報公開室のように条例に従わない対応や自分たちに都合がいい勝手な解釈をして説明責任を果たそうとしない自治体があることを経験上知っているためである。確実に公文書の写しを得るためには複数の自治体に開示（公開）請求した方がいいと考えている。

福岡市が保有している公文書を他の自治体が持っているのであれば福岡市以外で開示（公開）請求すればいいとなるが、福岡市だけが保有していて他の自治体が保有していない公文書の場合は、福岡市に対してのみ公開請求することになる。その場合、福岡市が公開請求対象の公文書を公開しなくてもいいように公開請求者に知らせることなく公開請求内容を削除できるという仕組みがある限り、条例は適切に運用されず一般市民は不利益を受ける。条例の趣旨を理解し条例を適切に運用することは、一般市民からの信頼を得る第一歩になると考える。福岡市が保有する公文書を公開請求された時に、隠蔽できないような仕組みを作り直すことを求める。

カ この反論等意見書は教育政策課の弁明意見書に対するものだが、この場をお借りしてぜひ情報公開室に教えてもらいたいことがある。情報公開室はどのような法的根拠で相手の同意を得ずに公開請求書の内容を削除し

たのか。相手に説明せず相手の同意を得ずに行った行為は人権侵害であり、無効だと考える。

公文書の公開請求が来た時にその公文書を公開しなくてもいいように、公開請求者に知らせず無断で（同意を取らずに）公開請求書の内容そのものを削除して公開請求そのものをなかったことにするという仕組みを作っている情報公開室は、どのような法的根拠でそのようなことを行っているのか教えていただきたい。

現在はビジネスの分野でも人権尊重ということが大切であるとされている。

教育や福祉、あらゆる分野で、どのような場面でも、相手に説明することなく相手の同意を得ずに行うことは「暴力・人権侵害」と受け取られ、人権を尊重していない行為だと考えることができる。現代社会では「相手の同意を得る」ことは相手の人権を尊重する基本的な行為で、それは一般常識になっていると考える。

そこで、福岡市の行政職員が、公開請求者（審査請求人）に対して説明せず、公開請求者（審査請求人）の同意を得ずに公開請求書の内容を無断で削除する行為は、どのような法的根拠に基づく行為なのかを教えてください。

ただし、たとえ福岡市が規定しているものの中に根拠があったとしても、人権侵害につながる行為は許されることではなく、情報公開室が公開請求者（審査請求人）に無断で公開請求の内容を削除した公開請求書は無効だと考える。

実施機関である教育政策課は、公開請求書としては無効である文書をもとにして決定を行っているので、決定のやり直しを求める。

### (3) 口頭意見陳述における主張

- ① この審査請求で問題にしているのは、公開請求書の内容が勝手に削除されたこと

2022年3月の公文書公開請求で、教育相談課が全部公開決定をしながら複数あるうちの一部の文書を写しの交付をする、教育政策課が全部公開決定を

しながら写しの交付をしないということが起きた。このような隠ぺい体質の実施機関は福岡市以外の教育委員会でも存在しており、珍しいことではない。隠ぺい体質はそう簡単に変わるものではないので、公開請求者は公開請求書の書き方を工夫することや審査請求を提出する必要がある。ただ、今回の審査請求では、実施機関の隠ぺい体質について問題にしているものではない。

この審査請求で問題にしているのは、公開請求書の内容が勝手に削除されたことである。これは本来あるべきものではなく、決して許される行為ではない。

公開請求書に形式的な不備がないのならば、情報公開室は公開請求書をそのまま実施機関に送らなければいけない。公開請求書が実施機関に送られた後で、実施機関が存在している文書を公開しないなど問題があれば、公開請求者が実施機関に対して審査請求をすることや追加の公開請求をすればいいことである。

公開請求そのものを無かったことにする行為は、市民の知る権利の侵害であり条例違反であると考ええる。

② 情報公開窓口が1枚の公開請求書を担当課分コピーして複数の担当課それぞれに送る場合について、考えられるのは2つの場合がある。

(1) 請求内容は同じだが、複数の担当課が存在している場合

(2) 異なる請求内容が1枚の公開請求書に記載されており、担当課も異なる場合

(1)のうち、公開請求先がはっきりしている場合は、公開請求書の中に宛先を記入することができる。別の例は、宛先がこども未来局を指定して公開請求書に記載されているが、こども未来局の中の複数の課にも請求内容に該当する文書が存在しているので、担当課分の枚数をコピーしてそれぞれ受付番号が付けられて担当課に送られている。

公開請求先がはっきりしない・分からない場合は、〇〇市宛てと自治体名を記載するなどして請求しても問題はない。請求受付時に情報公開窓口担当者が複数枚コピーをしてそれぞれに受付番号を付けるという手法はどの自治体でも行われていることだと考える。

このような例では、複数枚の公開請求書のどこにも線で消されている部分はない。

また別の例では、同じ請求内容で複数の課が担当しているということで、1枚の公開請求書を担当課分コピーして受付番号がそれぞれ付けられている。文部科学省の「問題行動等調査」は毎年行われている統計調査である。実施機関が管轄する公立学校は、小学校・中学校・高校・特別支援学校だが、どの課が担当しているのかは公開請求者の方では分からない。この場合の例も線で消されている箇所はない。

(2)の場合は、異なる請求内容が1枚の公開請求書に記載されており、文書の担当課もそれぞれ違うものである。この場合は、それぞれの担当課にとって分かりやすいように明らかに担当ではない箇所に線を引いて削除している。これは、事務手続きとしてはあり得ることである。

今回の審査請求で問題としているのは、公開請求書の記載からは、複数の課のどこがどの文書を保有しているのかを客観的に判断することは難しく、記載通りにそのまま何も削除することなく担当課に送られるのが自然な手続きであると考ええる。実施機関が「この文書は保有していない」と口頭で伝えたことを情報公開室が鵜呑みにして公開請求書の内容を削除したというのが、今回起こったことである。

文書を公開したくない実施機関が「文書はない」と言えば情報公開窓口が削除してくれるというのであれば、実施機関はいくらでも文書を隠すことができるということであり、市民の知る権利が保障されず情報公開制度の趣旨に反している。

### ③ 教育機会確保法は、夜間中学と不登校対応と大きく2つに分かれる法律

不登校対応については、事前に文部科学省の動きを知ることはある意味難しかったと思われ教育相談課はこの法律についての通知が来て初めて内容を知った可能性は大きいと考える。しかし、夜間中学については、法律成立前の2015年・2016年に、文部科学省は各教育委員会宛に夜間中学設置についての意思確認（調査）や協力依頼に関する文書を出している。つまり、教育相談課と教育政策課ではこの法律の内容についての認識は異なっている可能

性があり、教育機会確保法の文部科学省通知の取り扱いが全く同じだとは言いきれない。このような背景があるため、2つの課それぞれが持っている文書について明らかにしたいという趣旨で、審査請求人（公開請求者）は公開請求書の内容を削除することなくそのまま実施機関に送ってもらいたいと考えた。

文書を保有していないのなら、公開請求書の内容を削除するのではなく、文書不存在であることを理由として非公開決定にすべきだったと考える。実施機関が「公開請求書のうちのこの部分の文書は保有していない」と言ったならば、情報公開窓口は「文書不存在の理由を記載して、非公開決定通知を行うよう」助言すべきだったと考える。

以上のことから、公開請求書の内容を削除する必要もなく、さらに公開請求書の内容を勝手に削除する行為は条例に沿った手続きとはいえず、条例違反であると考えられる。

よって、条例に従わない手続きで行われた決定は無効であり、決定のやり直しを求める。

## 2 実施機関の主張

実施機関は、弁明意見書及び当審査会における口頭意見陳述において、概ね次のように主張している。

### (1) 公開請求書の受付手続について

教育機会確保法についての請求内容であったため、公開請求書受付時の情報公開室からの事務担当課の確認に対しては、担当する役割（夜間中学：教育政策課、不登校対応：教育相談課）について協議・調整を行った上で回答した。

### (2) 対象文書の特定について

文部科学省からの通知は教育委員会総務課で受領し、関係課に転送されるが、内容が複数課にまたがる場合は、それぞれが通知全体をコピーして保有する。

本件公開請求に係る教育機会確保法の公布などの通知のうち夜間中学の設置に係るものを対象文書として特定した。

請求内容が「夜間中学の設置に関する調査」と明記されていれば、事前調査・

事前アンケート等にあたるものとして夜間中学に関する実態調査も対象になり得たが、「教育機会確保法についての通知等」という請求内容であったため、当該調査については対象文書としなかった。

本件決定を行った公開文書は、文部科学省ホームページに掲載された文書と同じ文書であり、これ以外に保有するものはない。

(3) 各学校への通知について

文部科学省通知のうち夜間中学に関する部分は、学校の設置に係る内容であり、各学校に対応が生じるものではないことから、各学校への通知は行っていない。

#### 第4 審査会の判断

上記の審査請求人及び実施機関の主張に対して、当審査会は次のとおり判断する。

1 本件の争点について

本件公開請求は、「教育機会確保法」に係る文書として、請求内容①及び請求内容②の公開を求めて行われたものであり、実施機関である教育委員会では、不登校対応関係の担当課である教育相談課と夜間中学関係の担当課である教育政策課が、それぞれ事務担当課として公開決定を行っている。

本件審査請求は、そのうち教育政策課が事務担当課として行った本件決定について、提起されたものである。

審査請求人は、情報公開室が公開請求書の請求内容を削除した行為は条例に違反した手続きである旨、教育政策課が請求内容に対して適切に対象文書を特定していない旨、及び請求内容に対する対象文書を保有していないのであれば、非公開決定を行うべき旨を主張している。

これに対し、実施機関である教育政策課は、同課が教育機会確保法のうち夜間中学の担当であるため、当該担当事務のために文部科学省からの通知を保有しており、情報公開室から送付された公開請求書に基づき、適切に対象文書を特定し、公開決定を行った旨を主張している。

そこで、当審査会としては、まず、本件公開請求における受付手続きの妥当性について検討したうえで、本件決定の妥当性について検討することとする。

## 2 本件公開請求における受付手続きの妥当性について

(1) 公文書公開請求の受付手続きに関して、条例、同施行規則（以下「規則」という。）、福岡市情報公開事務取扱要綱（以下「要綱」という。）の定めは以下のとおりである。

### ① 公開請求書の受付

公開請求者は、公文書の名称その他の公開請求に係る公文書を特定するために必要な事項を記載した公開請求書を実施機関に提出しなければならない（条例第6条第1項）、その提出は情報公開室長を経由して請求をしなければならない（規則第3条第2項）。

同一人から複数の公開請求があった場合は、「公開を請求する公文書の名称又は内容」の欄に記載することができる範囲で、1枚の公開請求書により受け付けることができる（実施機関又は事務担当課が異なる場合を除く）（要綱第5、2、(6)）。

### ② 事務担当課の特定

原則として、公開請求に係る公文書を「現に管理している課」をもって事務担当課とし（要綱第5、2、(4)）、事務担当課は実施機関として、公開請求に係る公文書の検索、公開決定等の事務を行う（要綱第4、2）。

### ③ 公開請求書の事務担当課への送付

情報公開室で公開請求書の受付を行った後は、当該請求書の副本を情報公開室で保管するとともに、正本を事務担当課に送付する（要綱第5、3、(2)）。

### ④ 公開請求者への公開請求書の控えの送付

郵送により公開請求があった場合は、公開請求書に受付印を押し、かつ受付番号を記入して、その写しを公開請求者に送付する（要綱第5、2、(9)）。

(2) 当審査会において、公開請求窓口である情報公開室に、本件公開請求における受付手続きの経緯を確認したところ、概ね以下のとおりであった。

① 情報公開室は前記(1)②の要綱の規定を踏まえ、関係者の所掌事務や意見なども勘案して事務担当課を特定している。

本件公開請求について情報公開室は、当初は請求内容から、実施機関で不登校対応に関する事務を所管する教育相談課に確認を行い事務担当課として

特定していたところ、夜間中学に関する事務を所管する教育政策課からも文部科学省・福岡県からの通知等に関して該当がある旨の回答があったことから、教育政策課も事務担当課として特定した。

- ② 1枚の公開請求書の中に事務担当課が異なる複数の請求内容が記載されている場合には、情報公開室において公開請求書を事務担当課ごとに必要部数複写し、それぞれに受付番号を付すとともに、事務担当課の所掌事務や意見なども踏まえて、線や丸印などを記入することにより、請求内容を事務担当課ごとに区分している。

本件公開請求について情報公開室は、前記①の確認を踏まえ、教育相談課には請求内容を区分しない公開請求書を、また、教育政策課には請求内容に線を記入することにより区分した公開請求書をそれぞれ送付した。

なお、情報公開室は、当初誤って請求内容①に線を引いた本件公開請求書を教育政策課に送付するとともに審査請求人にもその控えを送付していたが、その後、教育政策課から、該当があるのは請求内容①であって、線を引いた箇所には誤りがある旨の連絡があったことから、教育政策課が保有する本件公開請求書の正本と、情報公開室が保有する本件公開請求書の副本のそれぞれについて、請求内容②に線を引きなおした。

- (3) 当審査会において教育政策課及び教育相談課に確認を行ったところ、本件公開請求に対しては、所管する事務に基づき事務担当課の特定が行われ、当該事務担当課においてそれぞれ公文書の検索と公開決定が行われたことが認められる。

そこで検討するに、このような経緯で行われた本件公開請求における受付手続きについては、条例等の規定に照らしても不自然・不合理な点は認められず、妥当なものと判断する。

### 3 本件決定の妥当性について

- (1) 本件公開請求は、平成27年4月から令和4年2月末までに、教育機会確保法について、「文部科学省・福岡県教育委員会から送られてきた通知等の全ての文書」及び「福岡市立学校に送った通知等の全ての文書」の公開を求めるものであり、教育政策課は本件対象文書として、文部科学省から発出された、「教育機

会確保法の公布に関する通知」及び「同法に基づく基本方針の策定に関する通知」を特定している。

これに対し、審査請求人は、教育機会確保法成立前に文部科学省が行った夜間中学設置に関する調査なども対象文書として特定すべきであると主張するとともに、公文書を保有していないのであれば、文書の不存在を理由とする非公開決定をすべきであると主張している。

(2) 教育政策課は、本件決定の経緯について、概ね以下のとおり主張している。

① 教育委員会では、文部科学省などからの通知が送付された場合、総務課で受け付けた後、その内容に応じて事務担当課に配布される。この際、複数の事務担当課の所掌事務に関連する場合には、必要部数を複写して各事務担当課が通知全体を保有する。

② 教育機会確保法に関する通知も、前記アのとおり各事務担当課に配布されたものであるが、教育政策課は、所管する夜間中学の設置に係る事務のために通知を保有している。

また、夜間中学の設置は教育委員会事務局で検討を行うものであり、各学校に何らかの対応を求めるものではないことから、各学校に対する通知は行っていない。

④ このような経緯から、教育政策課では教育機会確保法に関する文部科学省からの通知のうち夜間中学に関する内容を含む、「教育機会確保法の公布に関する通知」及び「同法に基づく基本方針の策定に関する通知」を対象文書として特定し、その全部を公開する決定を行った。

なお、不登校対策に関する内容については、当時の生徒指導課が各学校に通知を行っており、本件公開請求に対しては、組織変更によりその事務を引き継いだ教育相談課が公開決定を行っている。

(3) また、実施機関によれば、文部科学省による夜間中学設置に関する実態調査は、平成27年4月から令和4年2月末までの間では、教育機会確保法成立前に実施されたものはなく、同法成立後は平成29年度と令和元年度に実施されているとのことであった。

また、請求内容が「夜間中学の設置に関する調査」と明記されていれば、夜間

中学に関する実態調査も対象になり得たが、平成 27 年 4 月から令和 4 年 2 月末までの「教育機会確保法についての通知等」という請求内容であったため、当該調査については対象文書としなかったとのことであった。

そこで検討するに、当該調査は教育機会確保法に関連する施策として実施されたものではあるが、同法に関連する施策が多岐にわたると考えられる中で、本件公開請求書の請求内容から、本件対象文書として思い至らなかったことが不自然・不合理であるとまではいえない。

(4) 以上のことからすると、本件公開請求に対する教育政策課の文書の特定に不自然・不合理な点は認められず、教育相談課とともにそれぞれが所管する事務に関して公開決定を行っている点を踏まえると、教育政策課において各学校への通知を行っていないことを理由とする非公開決定を行っていないことも、不自然・不合理であるとはいえない。

#### 4 審査請求人のその他の主張について

その他、審査請求人は、情報公開室の事務手続きに問題がある旨の主張を述べるが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

以上により、本件決定について、「第 1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 第 5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

| 年 月 日                     | 処 理 内 容         |
|---------------------------|-----------------|
| 令和 4 年 7 月 27 日           | 実施機関からの諮問       |
| 令和 4 年 9 月 12 日           | 実施機関の弁明意見書を收受   |
| 令和 4 年 11 月 14 日          | 審査請求人の反論等意見書を收受 |
| 令和 6 年 7 月 8 日 (第 1 部会)   | 審議              |
| 令和 6 年 8 月 5 日 (第 1 部会)   | 審議              |
| 令和 6 年 9 月 9 日 (第 1 部会)   | 実施機関の口頭意見陳述・審議  |
| 令和 6 年 10 月 28 日 (第 1 部会) | 審議              |
| 令和 6 年 11 月 18 日 (第 1 部会) | 審議              |

|                  |              |
|------------------|--------------|
| 令和6年12月16日（調査手続） | 審査請求人の口頭意見陳述 |
| 令和7年1月20日（第1部会）  | 審議           |
| 令和7年2月17日（第1部会）  | 審議           |
| 令和7年3月12日（第1部会）  | 審議           |
| 令和7年4月30日（第1部会）  | 審議           |

## 第6 答申に関与した委員

作間功、大神朋子、大脇成昭、櫛田久代